

岡山県医師会産婦人科部会規約

(名称)

第1条 本会は、岡山県医師会産婦人科部会（以下「本部会」という。）と称する。

(構成)

第2条 本部会は、岡山県医師会に所属する産婦人科医師会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本部会は、産婦人科医師の連携のもとに、医学医術の進展と地域医療の充実に寄与すること並びに地域医療の充実に寄与すること並びに部会員の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯教育の充実及び学術の振興に関すること
- (2) 部会員相互の情報交換、親睦に関すること
- (3) 岡山県産婦人科医会及び岡山産科婦人科学会との共催事業に関すること
- (4) その他、本部会の目的達成のために必要な事業

(部会の運営)

第5条 本部会の運営は、岡山県医師会担当理事（以下「担当理事」という。）及び役員会が共同して行うものとする。

(役員等)

第6条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長
- (3) 委員

2 役員の数等は次のとおりとする。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 委員 15名以内

3 役員は、部会員の中から岡山県医師会会長が委嘱する。

4 部会長、副部会長は、役員の内選により選出する。

5 役員会の定足数等は、岡山県医師会定款第41条第5項及び第6項の規定を準用する。

(役員の内選)

第7条 役員の内選は、岡山県医師会理事の内選を準用する。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、速やかに補欠を選任するものとし、その内選は、前任者の残任期間とする。

(規約の変更)

第8条 この規約の変更は、役員会の決議及び岡山県医師会理事会の決議を経なければ
ならない。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に必要な事項は、担当理事及び役
員の協議に基づき役員会の決議により別に定める。

附則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。